

Title	『交詢雑誌』の変遷
Sub Title	A study on the history of the "Kojunzasshi" (『交詢雑誌』)
Author	佐志, 傳(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.1(513)- 19(531)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『交詢雑誌』の変遷

佐志傳

1

『交詢雑誌』という名の雑誌は二種類ある。一つは明治初期に創刊されて約二十年間、政治・経済・社会・文芸等の多くの分野にわたり多彩な内容をもつて日本の近代化に貢献した総合雑誌であり、いま一つは戦後の新生日本の再建復興とともに復刊され、知識交換という創刊当初の目的を墨守して今日に至っている機関雑誌、この二つである。そのいずれも、「知識交換世務諮詢」を目的として組織された、日本最古の社交機関交詢社の公的な雑誌ではあるが、この両者の刊行状況にはかなりの違いがある。前者（これを明治期『交詢雑誌』とよぶことにする）は、明治十三年（一八八〇）二月五日の創刊から終刊（と思われる）の明治三十四年（一九〇一）四月

発行されるに際し、名称を旧に復し『交詢雑誌』復刊第一号として発行されたものである。しかしその内容は明治期『交詢雑誌』とは性格を異にし、毎週定期に開催される午餐会における講演の記録を中心に編集したもので、これには社員相互の質疑応答を通しての知識交換という、明治期の特質とされたものはほとんど姿を消している。

本稿は歴史的に大きな役割を果した明治期『交詢雑誌』の五七一編を研究の対象として、その文献学的な紹介をするとともに、大まかな編集傾向といったものを説明してみようと思う。というのも、最近（昭和六十一年秋）京都大学人文科学研究所助教授山室信一氏の編集により、近代日本の水源を求めるとの趣旨から「明治期学術・言論雑誌集成」と題して、明治期の稀覯雑誌がマイクロフィルム化されて、それまで各所の図書館や研究所に端本として埋れていた十七種の雑誌が甦って陽の目をみることとなつたが、『交詢雑誌』もその一つとしてほぼ完全な形で再生されたからである。五七一冊に及ぶ非売品の雑誌を欠号なしで大揃いにすることは、仲々の難事であり、発行元の交詢社には一応揃つてはいるが、これは関東大震災によつて社屋共々一切の史料を焼失して

しまつたため、後日他から入手したものである。そのためか、あるいはその当時の雑誌整本の慣例なのか、合本の際に雑誌のうら表紙をすべて破棄してしまつてあり、そこに載せられているであろう奥付や広告類がすべて失なわれていたのである。それは雑誌の目録をとる上に致命的な痛手となり、筆者が富田正文編集委員長の下、昆野義平氏と共に『交詢社百年史』（昭和五十八年十月刊）の編纂に従事しているとき、いくつかの制約をうけ、記述内容も正確さを期することができないといいういらだしさを感じた。今回ナダ書房によってマイクロフィルム化された明治期『交詢雑誌』は、同書房伊藤敏彦氏の根気強い調査によって、国立国会図書館に所蔵する分の一つが完全に揃つた善本であることをつきとめ、これを底本として、他に東大・明治新聞雑誌文庫、慶大図書館の蔵本や交詢社所蔵本を加えて撮影したものであるから、今日望みうる最高の状態で雑誌に接することできるようになつた。ただ、あえて難を言えば、雑誌の本号ではなく附録として発行された図書目録とか一枚刷紙片による会議の記録や広告等について、多少の遺漏が見受けられるのはやむをえないところであろう。ともあれ、このマイクロフィルム版の製作によって、明治期『交詢雑誌』

は初めて学界の陽の当る場所に登場したとも言えよう。

2

ところで、交詢社という社交機關についてその設立の趣旨ないしは意図に触れておくものもある程度は必要かと思われる所以、簡単に述べておく。⁽¹⁾日本で最初の社交クラブを設立するという企画は、やはり福沢諭吉のアイディアであったようである。明治十二年（一八七九）の八月から福沢が、門下生の主だつたものに「社中集会の

⁽²⁾義」についての下相談会を計画し、この会合からやがて同窓会という発想が生じてきたようである。⁽³⁾この社中集会から発展して同窓会の結成というプロセスは、容易に推定できる方向であつて、ちょうどこのころに福沢によって起草された資料（これは全集に収録されるとき「慶應義塾社中集会の趣意書」と仮に名づけられている。全一九一四〇二）によつて明らかである。

この資料ではまず

慶應義塾の本色は天下の後進生を學問上に教育するものなれども、其到底の目的は社會の風俗を改良して人生に大切な居家廻世の路を安からしめんとするに在り。

と述べて、慶應義塾の教育の目的は單に学生として勉学に励ませるだけではなく、學窓を巢立つた後、社會になじみながら自然にその社會の改良に役立つような人物を養成したいというところにある、と言つてゐる。この教育に対する考え方は『學問のすゝめ』などにもみられる福沢の交際論を示しているものであるが、學校を離れても社會の改良、福社の増進に心掛ける心構えを持ち続けることを説いてゐるのであって、この目的を達成する方法として、続けて

最第一の要は同志の人を会して君子の交を開き、相互に和して天真無邪の情を通じ、以て行路を滑にして憂を少なくするに在り。

と言う。しかし、ここに言う「君子の交」とはどのようなにして開くことができるか。それは「唯悠悠々洋々相樂しむ」うちに自然と「和氣」を催すものである、と言う。

その相樂しむものを福沢は「遊樂の門」と言い、互に読書論をたたかわせ、新聞の記事を論じ合い、果ては歌舞管絃、碁将棋、書画鑑賞にいたるまで、いかなる話題にも活発に交わるという趣味、教養を持ち、戸外に出ては遊戯にふけることを通して、人生の快樂を求めるように在りたものであった。

このような越旨で会合を持とうとすれば、必然的にこれは慶應義塾の出身者を中心とする、同窓会的な要素を持つのは当然であった。しかし、この考え方で進んだ場合、クラブの構成員はすべて慶應義塾の関係者ということになり、慶應義塾以外のものには加入の資格がない、閉鎖的な組織になってしまふので、それでは結成の主旨にもとるとの意見が出て慶應義塾といふ枠を撤廃し、誰でもその自由意志によつて入会、退社が自由な、しかもえられたと考えてよい。そのような設立主旨の発展的拡大ということは、福沢年来の希望である修学後にも学校教育に代るべき教育機関を設け、そこで日本の近代化の先導者を養成しようとするねらいの現われではないかと思われる。

明治十二年の後半は確かに世情は自由民権運動の昂揚をみせ、十二月には『嚙鳴雑誌』が創刊されるという政治の季節を迎えたかの觀があつたが、福沢の胸中にはひとり慶應義塾に限らず、広く一般の知識階級によりかけて、彼らの持つ多彩な知識を互に交換することによつて、国民の民意の向上をはかるうとのねらいが存したものと思われる。それを端的に示しているのは、十二年十

月から印刷に付され大いに配布されたと思われる、入社勧誘の文書、はじめ「交詢社社則附言」と題し、のち「交詢社設立之大意」と改題した資料（明治十二年九月三十日付）が、交詢社の「社則」や「緒言」よりもその設立主旨を判り易く説明しているので、この文言を引用してみよう。

本社の目的は社則第一条に記す如く、知識を交換し世務を諮詢するに在るなり、抑も學問の道は學校のみに在らず、又讀書のみに在らず。學校に入て諸科の學を学び、家に居て百家の書を読むも、限ある一個人の力を以て千緒万端この繁多なる世の中の事に当らんとするは、逆も叶ふ可きことに非ず。況や家の都合又身の有様に由て、讀書學問の余暇なき者も多きに於てをや。されば人々雅俗の別なく、其知る所を人に告げて、知らざる所を人に聞くは最も大切なことにして、譬へば我が一つ知る事を十人に告げて、十人の知る事を我に聞けば、一を以て十に交易する割合なり。之を活世界の活學問と云ふ。即ち知識を交換することは此事なり。

この設立の主旨説明は非常に解り易く、しかも説得力を持つものであつて、文中の「活世界の活學問」という

文言は、交詢社の活動を説明するに最も簡潔にして要を得たキーワードであると言えよう。⁽⁵⁾ このような知識の交換が行なわれる条件として、社会のあらゆる階層、職業のものが社員たることを必要とする。

次に世務を諮詢するとは、人が人として社会に存在するには、孤立ではありえず必ず他人とのつき合いが生じる。この人間社会の交際には親子の関係から近隣の付合いをはじめ、商業上の取引、金銭の貸借等数多くの世務がある。これらの繁多な世務はいかなる人物でも独断で処することはできず、必ず他人に相談して過ちなきを期すことになる。これが即ち世務諮詢ということであるから、社員が上述の知識を交換し世務を諮詢するための方策として、交詢社はここに三つの方法を考えた。

その第一は、社員相互に膝を交え面と向って知識を交換し、世務を諮詢する方法である。これが交詢社として最も基本とする形態であって、これを実現するために社員が自由に入り出し、気楽に相談し合える環境と雰囲気を備えた施設を必要とする。すなわちクラブハウスと称すべき建物である。これを設けることにより各地の社員が東京に出向した場合、その建物に行けば必ず社員が居て、直ちに知識を交換し得るわけである。

第二に、各地の社員が出張や旅行をした時、土地不案内で不自由することがあり、また緊急の事態が生じることもあり、そのような時に、その地に居住する交詢社員に連絡をとつて急場を救つてもらうこともできる。そのようなために「都鄙社員の住処姓名を記して時々之を社中に配附」する名簿を編集する。これが実用に供するようになれば「都鄙相通するのみならず、地方と地方との間にても交通の路を広くして、諮詢の旨を達」することができる。

そして最後に、右のように直接面談のできない場合は、三番目として、十余年前に比し格段に便利になった郵便を使い、知識の交換や諮詢の必要が生じた場合は「此文通の便利なる今の日本に居て、仮令身躬から遠方に往来するを得ざるも、凡百の事務文通を以て弁ぜざるものなかる可し」であるから、社員たるものは遠慮するところなく、交詢社の本局に問合せをすべきである。そうすると「本局には常に幹事書記を置いて常議員と協議し、各地方社員の文通に応じて本局の所見を報じ、或は各社員の意見を承て又之を通ずる等、都て應酬の便を欠くことなかる可し」と言う。

以上のように、知識を交換し、世務を諮詢する手段と

して、集会所としての施設、連絡用の社員名簿を備えて

3

も、それを利用し活用し得る社員の数は限られたものであり、結局は本局のある東京、しかも本局の設けられた銀座近辺に住居する社員のみが交詢社という組織を利用することになる。しかし明治十三年一月二十五日、交詢社発会式の当日、社員数は一、七六七名で、そのうち東京在住者は六三九名、各地居住者は一、一二八名でこれは全社員の約六四パーセントを占めており、圧倒的に各地居住の社員の方が多かった。⁽⁶⁾この社員構成からみて、東京以外の土地に居住する社員が、隨時上京して本局に赴き幹事常議員と面談したり、頻繁に旅行をしてその土地の社員と直談することを期待することは、現実の問題として非常に難かしいことである。そこで、交詢社としては本局の機能を十分に充実させて、東京を含めた全社員からの質問を受付け、それに直ちに回答を与えた返答するため、機関雑誌の発行が必須の条件となるわけであつて、またこれを発行することにより本局と各地社員の連帶意識を強めることにもなつたのである。

『交詢雑誌』の発行は交詢社の活動の中でも最重要な課題であつたらしく、初号の刊行は交詢社の発会式に遅れることわずかに十日、明治十三年（一八八〇）二月五日のことである。これは異常に早いと言える。と言うのも、約三分の二を占める東京以外に居住する社員に対する反対給付は、この機関誌の発行あるいは社員名簿の配布以外には考えられないからである。この二種の印刷物の発行が地方社員を交詢社につなぎとめる最大の絆となつたと言えよう。

判型は四六判（縦一七・五センチ、横一一・三センチ）二十四ページだての小型雑誌ではあるが、毎月五日、十五日、二十五日の三回発行（旬刊）であるから、本局から社員に提供する情報量は当時としては、相当なものであつたろう。創刊号の表紙の二に「例言」が載せられていて、雑誌発行の主旨が簡潔に述べられている。

- 一、本誌印刷ノ旨趣ハ、本局ヨリ社員トノ間ニ問答スルニ在リ。故ニ各社員ハ、本局ヨリ問合スル
員ヨリ本局ヘノ通知、本局ト社員トノ間ニ問答
セル緊要ノ事項、及ビ社員ノ演説論文等ヲ蒐録

事ニ付、速ニ答書ヲ寄セ、且社員ノ見聞ニ供シ
テ益アルベキ事項論説アラバ、務メテ本局ニ報
知セラレンヲ請フ。

これら本局と各社員間の報告、通知、問答等の情報交換の内容は、創刊号の「緒言」によると、「文学、法律、政治、経済、商買^ヤ、工芸、農業、其他何事ニ限ラズ」あらゆるジャンルに及んでいるが、その内容程度は必ずしも学術的な高尚な理論のみを掲載するのではなく、日常瑣末の茶飯事でも一向に構わないと、次のように述べている。

本社ノ設立ハ多事ノ世ニ居テ百般ノ事ニ処スルノ助ヲ得ン為メニシテ、啻ニ学者ノ論場ヲ開ク為メナラズ。故ニ高尚ノ理論モ固ヨリ缺ク可カラズト雖モ、各社員自己ノ職業其住地ノ形況ヲ始メトシ、其耳ニ聴キ、目ニ視タル事実ノ如キハ、殊ニ本社ノ目的タル世務ニ的切ニシテ、畢竟文学、法律、政治、経済等ノ基本ナリ。故ニ日常瑣末ノ事タリトモ詳ニ報知セラレンヲ請フ。

『交詢雑誌』に発表掲載された社員からの質疑や問合せは、後に触れるように一日平均五・六件に及んでいるから、それに対する回答をすべて雑誌に発表することは

到底不可能であり、やむなく雑誌に掲載できなかつた記事は問合せた社員へ回答した後はその控えを本局に備えておき、本局を訪れた社員の縦覧にまかせるという方法をとつた。「緒言」には続けてこう言つてゐる。

本誌毎月發出ノ号數限リアルヲ以テ、金玉ノ高論報知ト雖モ一々登載スルヲ得ザルハ惜ムベキナレドモ、本誌ニ登載セザルモノハ之ヲ本局ニ蔵シテ社員ノ閲覽ニ供シ、或ハ其質疑ニ對フルノ資料ニ備ヘ、本局ヲ以テ社員ノ知識ヲ貯フル倉庫ト為サバ、其益豈少小ナラムヤ。

ところで、毎日五、六件の質問事項をいかにして手際よくさばいていたか。世事一般あらゆる雑多な質問がとびこんでくるのを、實際問題としてどれだけ回答し得たかは、些か疑問であるが、それはとも角として、創刊当時、社員からの問合せに応答していたのは四屋純三郎、岡本貞然、犬養毅らの人物であつたことは判つていゐる。

まず、『交詢雑誌』第三号（明治十三年二月二十五日刊）には創設当時の事務分掌と担当者の紹介記事があり、それによると、文書の往復、簿冊の記録に当る「往復掛」に岡本貞然⁽⁷⁾が当つてゐる。その岡本の追憶録に、

次のように記してある。

其頃の私の仕事と言へば、雑務を処理する傍社員から或は書簡或は直接に面会を求めて、種々様々な事を尋問して来るのに對して一々應答するのであつた。素より浅学菲才の私の事であるから、一々に即答出来ぬ事も沢山あるので、社員中の博学の士又は専門の人熟練の人々に聞き糺しては之に答へた。随分面倒で且つ困難な仕事であつた。⁽⁸⁾

岡本は交詢社の庶務一切をまかされていた人物であつたが、社員からの問い合わせにも答える解答者の役も兼ねていたことがわかる。また、雑誌の編集をしていた四屋や犬養も同時に、諮詢に答申する仕事もしていたようである。昭和五年一月二十五日、交詢社が創立五十年を記念して祝賀会を開催した時、犬養は往時を回顧して、次のように語っている。

私は当社創立当時発行致して居つた交詢雑誌の編輯をやつて居りましたが、四屋純三郎君が主任格で次に私が居り、私の下に鈴木君と鉄道唱歌の作者で有名な大和田君が居りまして、社員の知らぬ事は何でも質問せよ誌上等で答へるからと言ふ事でありました。恰も今日の新聞社や興信所の取扱つて居る

仕事迄致しましたもので、社員から質問があると諸方に出かけて調査等を致したものであります。⁽⁹⁾

四屋や犬養の編集期間はほぼ明治十三年一杯であるが（詳しくは巻末の一覧表参照）、四屋は慶應義塾の教員で『那然氏小学教育論』等の翻訳書を出版している碩学の士であり、犬養は塾生の身分のまま西南戦争に際しては『郵便報知新聞』の記者として従軍し文名を大いにあげていて、十三年八月からは『東海経済新報』を創刊しているから、これらの人物はいずれも多才ではあるが、いくつかの仕事を兼務していく大変多忙であつたと思われる。しかし、鈴木某、大和田建樹等の協力を得て精力的に活動していたことが想像される。

『交詢雑誌』に問答形式の記事が掲載されるのは雑誌創刊のその月からで、第三号（二月二十五日刊）には早くも「遺産処分法ノ問」が載せられ、それに対する回答ではないが、関連記事として阿部泰蔵（雑誌の奥付では「校閲」の役を果している）が「越中人島巖君遺産ヲ寄附シテ農学校ノ設立ヲ請願シタル事」という記事を第四号（三月五日刊）に著している。この第四号には他にも著名人の質疑応答があり、例えば石渡貞夫の「木綿の質疑」に答えたのは栗本鋤雲であり、また明治維新の際、

新政府の政政を担当した田村公正が「我が國ノ輸歐米諸國ニ及ハナルノ原因ヲ題フ」との質問をしてゐる。たゞ、第三回の遺産処分法に対する轉記家の回答は約三カ月後の第十一回（甲月十五日平）と、轉記一・轉記六一回・相馬永龍・田賀田種太郎の記述にて、本格的

な法律相談になつてゐる。これらの法律家は英米法の専門家として第一流の人物で、その頭数は右の四人のうち増島を除く三人が、福澤の訴しを得て英米法を日本語で教授する「法律科」を三田の慶應義塾に開設して、夜間経営に当つていた。しかしながらの後の「法律科」は

分類別質問件数一覽表（明治13～21年）

	商業	工業	農業	製造	医学 衛生	化学	理学	文学	教育	古美 術	宗教	法律 訴訟	政事	経済	銀行 会社	雑部	統計	本社	総計	日割 平均
明治13	125	338	206	113	54	40	57	95	107	126	—	81	133	55	51	86	—	30	1,697	5.08
14	160	289	265	151	75	107	51	133	121	140	—	175	190	94	118	221	—	37	2,327	6.37
15	192	395	269	135	83	100	43	301	105	207	20	149	295	26	119	217	—	22	2,678	7.33
16	216	433	209	138	58	138	40	207	119	114	41	125	196	69	128	316	—	37	2,584	7.07
17	231	181	179	218	53	60	30	80	61	100	20	144	249	116	37	85	125	—	1,969	5.39
18	471	459	427	514	125	111	74	59	216	44	17	145	145	152	92	333	130	—	3,514	9.62
19	531	390	350	460	168	182	84	—	275	67	62	118	151	428	172	523	116	—	4,077	11.16
20	574	461	403	471	96	75	47	—	236	23	23	69	259	426	166	473	110	—	3,912	10.71
21	549	384	359	397	43	39	33	—	75	—	16	35	334	62	529	60	—	3,115	8.53	
合 計	3,049	3,330	2,667	2,597	755	852	459	875	1,315	821	199	1,041	1,818	1,700	945	2,783	541	126	25,873	7.95
%	11.78	12.87	10.30	10.03	2.91	3.29	1.77	3.38	5.08	3.17	7.76	4.02	7.02	6.57	3.65	10.75	2.09	0.48		

注 1. 明治13年は2～12月の数値である。

2. 明治16年の合計は『交詢雜誌』143号の表には1,584あるが、これは単純な計算ミスであるので、本文により2,584と訂正した。

3. この表は『交詢社百年史』84ページの引用である。

三田を離れて銀座に移つており、それが發展し専修学校（今日の専修大学の前身）となつてゐる。

その他、創刊当時の記事の中で目ぼしいものを摘記すると、「本邦旧貨幣ノ質疑」（長谷川菊太郎）の回答者は成嶋柳北であり、「桐樹ノ佗ノ植物ニ害アル因由ヲ問フ」（唐牛桃里）の回答者は栗本鋤雲（以上二編は第十五号、十三年六月二十五日刊）である。成嶋・栗本は『朝野新聞』、『郵便報知新聞』の主宰者であり、旧幕臣であるところは注目される。⁽¹⁰⁾

読者と編集者との質疑応答を雑誌に掲載するという形式は、読者が直接雑誌の編集・製作に参加することであるから、当時としては全く新しい趣向であった。従つてこの形式をとる限りは、主な読者である地方社員を交詢の世務諮詢の傾向は一層その頻度をましている。『交詢雑誌』には社員のよせた質問件数を、毎年内容別に分類して発表しているが、その掲載されている明治二十一

年までの九年間の統計を掲出してみよう（前頁参照）。

分類項目は雑誌の分類を採つたため、今日では同一項目と見做される分類（例えば商業と経済、工業と製造の如きもの）もある。なお原資料は毎月の統計を一年分集計

したものであるが、ここではその集計のみを掲げる。

この一覧表で特徴的なのは、工業・商業・農業等産業界に關係ある質問が半数近くを占めていることで、これは交詢社の設立の主旨である空理空論をはなれ、實利実益を論ずる活学問を主眼とすることを端的に示している。その幾つかを示すと、「米価ノ問」（第七号）、「紅花ノ現況」（第八号）、「生糸輸出相場及ヒ製法ノ問」（第一四号）、「陶器製造ノ土石ヲ輸出スルノ利害ヲ問フ」（第一八号）、「焼酎ノ臭氣ヲ抜コト并ニブランデー製法ノ問」（第二一号）等々があり、これらの質問は中には商売上の利害にからむような虫のよい質問もあるが、概して真面目な内容であり、当時あらゆる分野で専門的知識が欠如していたことをよくあらわしている。またその知識を得るために専門的書物や雑誌が全く不足していた當時を考えれば、『交詢雑誌』の存在はまさに社会万般のことを見渡した百科全書とみなされていたものと思われる。

さらにこの一覧表をみると、質問件数は一日平均少くとも五件、多い年は十一件を超えているから、これにに対する回答は雑誌編集部が独立でこなせる数ではないし、また範囲が広すぎるであろう。このような時は、他の社

員も関心が強いであろうと思われる質問、例えば小作料のこととを問合せた「田畠小作ニ付各地習慣ノ問」（第三二号）に対しても、社員に問い合わせる形をとっている。果して二カ月にわたり各地の社員から二十三件の実例が報告されており、これらは交詢社員の出身階層を示す特色が現われている。社員からの質問に答えられない場合は、社員外の専門家に回答を依頼したケースもある。例

えば「夢ノ原因」という心理学上の質問に対しては、交詢社員ではないが文学士井上哲次郎にその回答を依頼して、雑誌に掲載した（第一六、一七号）。

しかし、雑誌に質疑応答が掲載されたのは、まさに氷山の一角であって、大多数のそれは、創刊号の「緒言」に言うように「之ヲ本局ニ蔵シテ社員ノ閲覧ニ供シ」ていたものであろう。雑誌に掲載すべき内容が増加してきため、第二十五号（明治十三年十月五日刊）からは判型を二倍の四六倍判（縦二二・八センチ、横一六・三センチ）に拡大し、紙面も二段組二十ページ建と倍増している。しかもこの号から巻頭に論文を掲載することとしたから、以後『交詢雑誌』が政治、経済の面で社会的に話題になる記事が見られるようになる。さらに第七十七号（明治十五年三月十五日刊）からは編集体裁を整え

て、論説・問答・寄書・抄録・記事・雑記等の項目に分類するようになった。また第百十三号（明治十六年三月一日刊）からは、表紙の二に『時事新報』をはじめ、東京で発行する日刊新聞の社説のテーマ十日分を一覧表にして掲載するなど、時事問題に关心の深さを示している。

4

会員組織の社交クラブの機関雑誌である『交詢雑誌』は、当然のごとく社員にのみ頒布される非売品の雑誌であつたが、交詢社員の数が増え、社員の身分職業も多岐に分れ、また地域的な拡張を見せるようになると、その内容も従つて多方面にわたるようになる。このことは雑誌の性格が今日みられる総合雑誌の様な傾向に戻つてきたことを意味し、従つてこの雑誌の内容によって社会に影響を及ぼすこともでてくるわけである。

『交詢雑誌』の最大の特色は知識交換、世務諮詢のために設けられた「問答欄」であつた。『交詢雑誌』より数カ月前に発刊された『啞鳴雑誌』（明治十二年十月創刊）などは、たしかに啓蒙的な論説が掲載されているが、『交詢雑誌』ではコンニャクの製造法を質問するかと思えば（第一五号）、ワキガの治療法を尋ね（第二三

号)、仏教の大意をきいたかと思うと(第六二一號)、伊勢物語の作者名を問合せる(第七二一號)というふうに、社員ならば普段疑問に思っていることを何のこだわりもなく質問できるという気軽さが特徴の一つであった。質問の内容によっては編集部が答えたり回答者をさがすという方法を敢えてとらず、質問だけを雑誌に掲載し、それの回答は社員の発言にまかせるという、読者参加の方針をうち出して、それが成功していると思われる。この質疑応答に読者を参加させるという雑誌の編集方針は、当時としてはきわめて斬新なものであつたから、それは直ちに模倣され、明治十六年創刊の『明治協会雑誌』は問答欄を重視し、特に婦人雑誌において「身上相談」というジャンルが出来て、いわば大衆的な興味をそそる傾向すら現われた。

池内一氏の研究によると⁽¹¹⁾、明治十七年創刊の『女学新誌』は若い婦人を対象とした啓蒙的雑誌であったが、問答欄を設けて西欧的自由主義の思想普及に努めていた。この傾向は十八年誌名を『女学雑誌』と改題しても変らなかつたが、十九年になつて編集スタイルが一変し第三五号(明治十九年九月十五日刊)からは「いへのとも」欄を新設して身上相談を始めた。この欄では恋愛・結婚・

育児・家事・美容等女性の関心の高いものをテーマとして、質疑応答が活発になされたが、第四三号(同年十二月二十五日刊)で一旦中絶、明治二十一年二月に復活するに当たり、「いへのとも」欄を「交詢案内」と改めている。交詢という熟字は中国の古典に見られない用語で、諸橋轍次著『大漢和辞典』でも「信実を以て交はる。詢は信の意」とのみあるから、これは恐らく交詢社の創作にかかる熟字であろう。その固有名詞が普通名詞化して「交詢案内」というふうに使われたのは、『交詢雑誌』の問答欄がいかに世間一般を刺激していったかということを示すものであろう。

ところで『交詢雑誌』の第二十五号から判型を大きくし、巻頭論文を掲載するようになつたため、「條約改正論」(第二五七号)「各国憲法摘要」(第五一七号)のような政治的論文が掲載された中で、最も大きな話題を提供したのは「私擬憲法案」(第四五号、明治十四年四月二十五日刊)であろう。これはその前書によると「恰モ六、七名ノ社友、私ニ憲法ニ擬シテ草定セルモノ」であるから、必ずしも交詢社の憲法案ではなく、まして福沢諭吉の起草したものでないことがわかる。しかし、民権運動の昂揚期に発表されたこの憲法案は、世間

に波紋をなげかける結果となり、大きな政治問題へ発展し、明治十四年の政変の原因の一つとなつたことはよく知られている。このような形で事態が進展することは交詢社としては好ましくないことで、元来交詢社は設立のときから副規則第二章第十九款に「大小会ニ於テハ政事ニ関スル問題ヲ議決スルコトヲ得ズ」（交二一九）とあるように、政治問題は一切議決しないことになつていていたから、その後も大会などで政治問題を提議したことはなかつた。しかし雑誌には時事問題として、政治、経済、外交等の諸問題が依然掲載されて大いに啓蒙的役割を果している。

明治十四年の政変は交詢社にも大きな影響がみられ、

政府高官の井上馨（参議）、上野景範（外務大輔）、九鬼隆一（文部少輔）らが退社したり、逆に政府を追放された大隈重信が入社したり、社員の入退社が激しくなつた。また経済界は松方デフレ政策のために景気にかけりが見え、明治十七年に最悪の事態となつて、各地に民権暴動事件も起るという状況の下で、交詢社の経営は漸く困難になつている。その例としてここに各年度における社員数と『交詢雑誌』の発行費を列挙してみよう。雑誌の発行部数は明示されていないので、社員数をもつて類推しなければならない。¹²⁾

この一覧表について多少の説明を加えておけば、『交詢雑誌』は創刊から二十四号（明治十三年九月二十五日

社員数・雑誌発行費一覧

年度	社員数	雑誌発行費
13	1,620	1,369.242
14	1,880	1,832.825
15	1,840	1,929.873
16	1,596	1,771.400
17	1,512	932.830
18	1,370	967.010
19	1,379	604.317
20	1,411	519.083
21	1,427	533.765
22	1,457	502.593
23	1,447	565.498
24	1,462	588.121
25	1,313	521.919
26	768	384.215
27	755	196.984
28	612	178.320
29	657	217.124
30	720	245.224
31	783	282.572
32	853	356.584

刊）までは四六判二十九ページであったが、二十五号（同年十月五日刊）からは四六倍判となり、誌面は倍増して毎月三回発行していた。しかし明治二十六年経営状態が好ましくないため、社員の醸金（いわゆる会費に当る）を一ヶ月五十銭と、従来のそれの半額に減じたのに伴い、雑誌の発行を月一回（判型ページ建はそのまま）と改めた。すなわち明治二十六年九月十五日発行の第四八四号から、最終刊の第五七一号まで毎月一回十五日に発行することにした。その結果、出版の費用が減額されると共に、社員数も実数に近い数字に改めたのではないかと思われる。

ところで次に触れなければならないのは『交詢雑誌』の内容についてであろうが、何分五七一冊も刊行しているから、一口でその特徴や傾向を説明することは出来ないし、またそれをしてあまり意味がない。二十余年にわたるその期間、日本は飛躍的な発展をとげ、十四年の政変後一時政治活動が動搖したこともあつたが、二十二年には憲法が発布され、翌年には待望の議会政治が始まっている。そして議会で政府と民党とが凄まじい争いをくり広げているうちに、清国との戦端がひらけると一氣

いう変り身を見せている。このような政情を反映し、『交詢雑誌』の内容はさして敏感ではないが、矢張り時のうねりの中でただよい進んでいる。

明治十三、四年ごろ意識的に政治、外交面の論説が掲載されているのは、編集者の犬養毅の個人的な影響があるようと思えるが、十四年政変以後は、十五年四月二十一日開催した第三回大会における福沢の演説⁽¹³⁾にあるように交詢社は政党ではないことをとりわけ強く主張して、世間の疑惑を解くことに努めている。十七年に雑誌発行費が落込んでいるが、これは社員数が減少したためと思われ（先の表の数値ではわからないが、実際は減っていると思われる）、そのころ福沢が米国留学中の子息一太郎と捨次郎にあてた書翰には、親子の間だから気易くもらした文言が見られる。

○交詢社も世上の不景気にて会計困難、小幡氏も兎角不快勝にて、てきぱき不致、詰る所は乃翁の迷惑、毎月三日と十八日両日は社に出掛けて演説せよとの注文、壯年輩役に立たず、唯老人を煩はすのみ。（明治十七年二月一日付、全一七一六三八）

文中の小幡氏は小幡篤次郎のこと、小幡は交詢社の幹事として事実上交詢社を主宰していた人物であり、そ

の小幡が交詢社の財政不如意を挽回させるため、一枚看板の福沢に毎月三日と十八日に開催される随意談会（これは交詢社の日常行事中もとも盛んなもので、この日は常議員が努めて交詢社に集まり、隨時話し合うという趣向で、必ずしも演説したり聞いたりする会合ではない）に出席して、特に演説をしてくれと依頼したものである。これは東京在住の社員の関心をたかめ、その演説を雑誌に発表して地方社員の交詢社への連帯意識を強め、ひいては新社員の勧誘に便ならしめたものである。福沢は予定通り二月三日の随意談会に出席・演説をしており、それは早速二月十五・二十五日発行の一四二・三号に「商工社会ニ所望アリ」と題する論説として載せられている。

その他、雑誌編集の技術的な面に注目すれば、いくつかの特集を行なつて小間切れ記事の弊をなくそうとした号もある。例えば化学者宇都宮三郎が発明した改良竈の特集をくみ、一一九号から一二一號（明治十六年五月一六月）までほとんど「築竈論」という論文でうめつくしている。これは従来の効率の悪い薪竈を改良した燃料消費を少くしかも熱効率の優れた竈を、図入りで詳細に説明したもので、これに基づき竈を改良した結果、予期以

上の成果があつたとの報告が数多く寄せられている（一二二号）。また日本酒の釀造法に改良を加えた論文「日本釀酒論」（一二九・一五九号まで断続的に二八編）を掲載して酒造家の要望に答えている。

ところで、質疑応答の問答を中心にその特色を出していた『交詢雑誌』も、経営の不振が反映し誌面の内容も徐々に活気を失い、明治二十年代にはいると、問答形式の記事は少くなり、代って『時事新報』の再録のような経済記事や、議会の記事が多くなる。これはすでに『交詢雑誌』の特徴が薄れ、新鮮味がとぼしくなったことを意味する。そして雑誌の記事で必ず載せられていた「雑録」記事、すなわち交詢社の公的報告や常議員会、随意談会の記録も遺漏が目立つようになってくる。ただ形式的な変化と言えば、明治二十五年二月二十五日発行の四三〇号から、表紙に「定価金十五銭」と明記されるようになつたことである。これは同年二月五日に公布された「第三種郵便物認可規則」に則つたものであろう。

最後に、明治三十年三月七日に『交詢雑誌』の号外として、「幣制改革問題」を特集して百十四ページの大冊を発行したことに触れておく。これはわが国が金本位制を採用するか否かの問題につき、勅令をもつて設けられ

た「貨幣制度調査会」の報告書を抜粋して発行したものである。調査会の委員に交詢社員の小幡篤次郎、渡辺洪基、莊田平五郎がおり互にその執る説が異っていた。小幡は貨幣制度改革の必要なしとする説であり、渡辺は改革の必要を認め金本位制の採用を主張し、莊田は改革の必要はあるが金銀複本位制をとるべきだとの意見であった。これらの賛成反対等の意見を抄録したのがこの号外である。報告書そのものは明治二十八年七月三日に提出されたものであるが、三十年三月二十九日貨幣法の公布、同年十月一日施行（金本位制採用）に先立つて、この報告書が出版されたものである。

5

この小稿の最後に『交詢雑誌』の奥付にみられる署名

人の一覧を次頁に掲げておく。『交詢社百年史』にも掲載したが、この時は雑誌が不備のため多少不正確な箇所があつたが、今回のマイクロフィルムによりそれを補うことができた。（昭和六十二年四月十二日誌）

注

(1) 交詢社の設立の経緯については、拙稿「交詢社創立前

史」（『史学』五〇巻記念号、昭和五十五年十一月刊）において詳細に論じてあり、また交詢社全般とくに創立から大正十二年の関東大震災までの部分は『交詢社百年史』に述べておいたので、詳しくはその両者を参照せられたい。

(2) 阿部泰蔵宛福沢諭吉書翰、明治十二年七月三十一日付

に「陳ば先日も一寸御話申上候社中集会の義に付、先づ其下た相談致度、就ては八月四日午後一時頃より拙宅え御来車被下度、尤此度は五、六名の内会なり」とある（『福沢諭吉全集』第十七巻三二七頁、以後同全集からの引用の場合は、単に全一七・三二七のごとく略記する）。このとき集つたのは、この手紙の宛先阿部泰蔵の外、森下岩楠、小幡篤次郎、矢野文雄、早矢仕有的らであつたろうと思われる（『交詢社百年史』一四頁、以後同百年史からの引用の場合は、単に交一四のごとく略記する）。

(3) 明治十二年八月二十日付の早矢仕有的宛小幡篤次郎・

矢野文雄・阿部泰蔵連名の書翰においては「頃日御集会之節命ヲ蒙リ候同窓会規則草案出来候ニ付呈貴覽候」（交五〇四）とあって、前に引用した書翰にある八月四日の福沢邸での会合の結果、慶應義塾の同窓会を作ろうということになり、小幡・矢野・阿部・早矢仕らがその同窓会規則の起草に当つていたと思われる。

(4) 交詢社の社則第一条には「本社ノ目的ハ社員タル者互

ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルニ在リ」(交二五)とある。なお序に触れておけば、交詢社は大正元年十月一日付で公益法人として財團法人に組織がえになり、従来の社則に代り、財團法人の寄附行為が認められたが、その第二条(第一条は名称)目的及事業の条文にも「当社ハ智識ヲ交換シ世務ヲ諮詢シ、其他公益ニ関スル事業ヲ補助スルヲ以テ目的トス」(交二六九)とあって、結社の目的に変更はない。

(5) この「活世界の活学問」と全く同じ意味で、よく似た言葉で福沢は、「活社会の活教師」と述べたことがある。このときから十二年後の明治二十五年四月二十四日に開催された交詢社第十三回大会における演説で、次のように述べている。

左れば我交詢社は当初より社員相互に智識を交換し世務を諮詢する目的を以て創立したものにして、社中には是れと定まりたる教師はなしと雖も、其相互に諮詢して答ふる所のものは、畜に百姓の一言に非ず、又車夫の嘆息に非ず、社員が身躬から目撃し実験したる事実の報告なれば、是れぞ所謂活社会の活教師にして、尋常一樣の学校教場に求む可らざるものなり。(全一二一三四四)

(6) この数字は『交詢雑誌』創刊号に載せる「創立略史」による。(交五〇七)

(7) 岡本貞然は慶應義塾卒業後、群馬県庁に勤務していた

が、福沢に呼び寄せられ交詢社の創設事務にたずさわり、以後交詢社の事務を主宰していた。

(8) 岡本貞然著『恩師訓話隨録』一一九ページ。

(9) 『交詢月報』第六卷四月号、昭和五年四月刊。

(10) 交詢社の社員に福沢の友人、旧知が多いことは当然であるが、その中でも旧幕時代に活躍をした人物、あるいは海外に渡航したことのある人物が相当含まれている。

例えば交詢社の役員は常議員とよばれ、初め二十四名で構成されのち増員されるが、その常議員の長は福沢諭吉

が勤め、福沢の死後は大鳥圭介、林董と続いて、この両名は何れも戊辰戦争に際し、箱館五稜郭にたてこもった経歴を持っている。その他交詢社の本局(社屋)を寄附した宇都宮三郎は幕府の開成所の教師であり、常議員副長を勤めたことのある肥田浜五郎は幕府海軍の士官で、咸臨丸の乗組員として太平洋横断を経験した人物である。

(11) 池内一「身上相談のジャンル——新聞・雑誌の歴史から——」(『芽』一九五三年九・一〇合併号)

(12) 交詢社の社員数を示す資料は大別して二種類ある。一つは毎年大会で承認される庶務報告であり、他の一つは毎年発行される『社員姓名録』である。前者は毎年度における入社数・退社数を示して年度末の総員数が出されている。ところが、前年度の総員数にその年の入社人員を増し、退社人員を減じた数がその年の総員数になるは

すであるが、これがほとんど合致しない。特に二十五年から二十六年への激減ぶりは、入退者の数からでは全く説明できない。そして後者の数字は、名簿に総人員を明記している場合でも、実際にイロハ別の社員数をかぞえてみると、明記人員と一致せず、また地域別の分類をかぞえてみても合致しないケースが多い、交詢社員の実数をつかむのは実質的に不可能に近いが、ここでは会計表との関連から庶務報告の数字を掲げておいた。詳細は『交詢社百年史』五四六頁参照。

(13) 『福沢諭吉全集』一九巻六七一ページ。

(追記) 本稿の成稿後、『交詢雑誌』その他の書誌学的解題をほどこした、『マイクロフィルム版明治期學術・言論雑誌集成別冊』が、ナダ書房の伊藤敏彦氏によって刊行された。この論稿には有益な指摘が示され、学ぶべき多くの点を含んでいるが、本稿ではそれを利用するに十分な時間がなかったことは残念であった。